

三豊市窓口業務支援システム構築及び保守運用業務 プロポーザル実施要領

この要領は、三豊市の窓口業務支援システム構築及び保守運用業務に係る受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するための、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1)業務名

三豊市窓口業務支援システム構築及び保守運用業務(以下「本業務」という。)

(2)業務の目的

本市が令和2年3月に掲げた「三豊市デジタルファースト宣言」を具体化させるため、窓口業務関連課にシステムを導入し、「書かない窓口」の実現を図る。

(3)業務内容

別紙1「三豊市窓口業務支援システム構築及び保守運用業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(4)履行期間

ア 環境構築:市の指定する日から令和9年3月31日まで

イ 保守運用:本番稼働の日(令和9年2月を予定)から令和14年1月31日まで(5年)

なお、保守運用に関する契約については、「地方自治法施行令第167条の17」及び「三豊市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号」の規定による長期継続契約を締結するものとする。このため、翌年度以降の歳出予算における減額又は削除があった場合、市はこの契約を変更し、又は解除することができる。

(5)提案上限額

ア 環境構築 63,272,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 保守運用 40,260,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※提案上限の金額は、上記のとおりとする。なお、当該金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものである。

2 参加資格

(1)参加形態

ア 本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務を遂行する能力を有する者又は2者以上による共同企業体(対象業務を共同して行うことを目的として複数の事業者により構成される組織をいう。以下「共同企業体」という。)とする。

イ 共同企業体で参加する場合は、本市との連絡窓口となる代表者を定め、参加時に構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、共同企業体の構成員は、本業務において他の共同企業体の構成員となり、又は、単独で参加しないこと。

(2)参加要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。共同企業体の場合は、次のアについては構成員のうち少なくとも1者が満たすものとし、イからクについては全構成員が全ての要件を満たすものとする。

ア デジタル庁の「令和8年度ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DX SaaS 提供事業者の募集」で採択を受けていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 公表の日から契約締結の日までの間に、三豊市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱(平成20年三豊市告示第205号)による指名停止の措置を受けている者でないこと。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)がなされている者でないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税(参加表明者が個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ク ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)によるISO27001の認証を取得していること。

3 スケジュール

内容	期間等
1 プロポーザル公募	令和8年6月30日(火)
2 参加表明書及び質問書の受付期限	令和8年7月7日(火)午後5時
3 質問書の回答及び公表	令和8年7月14日(火)
4 企画提案書の受付期限	令和8年7月23日(木)午後5時
5 審査(プレゼンテーション・実機評価)	令和8年8月4日(火)
6 審査結果公表	令和8年8月14日(金)予定

7 契約交渉・契約締結	令和8年8月下旬
-------------	----------

4 参加表明

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、共同企業体の場合は、代表者が参加表明を行い、次のイからカの書類については、全構成員分提出すること。

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要が分かる資料

ウ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

エ 直近2年分の決算時における貸借対照表及び損益計算書

オ プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税並びに消費税及び地方消費税(市内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税)を滞納していないことが証明できるもの

カ ISO/IEC27001 による ISMS 認証の国際規格の取得を証明する書類の写し

キ 直近5年間ににおける人口5万人以上10万人未満の規模の自治体又は中核市において、窓口 DXSaaS の構築、導入及び運用保守の実績が分かる資料(様式第2号)

(2) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送

(3) 提出期限

令和8年7月7日(火)午後5時

(4) 提出先

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市役所 市民環境部市民課

(5) 参加資格に係る審査結果の通知

参加表明者の参加資格の有無を、令和8年7月10日(金)までにメールにて通知します(共同企業体の場合は、代表者にのみ通知します)。参加表明の期限までに参加表明及び提出書類の提出がされなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。

5 質問及び回答

(1) 質問の受付期間及びその方法

本要領に基づくプロポーザルに関し質問がある場合は、次の(2)に記載の URL にアクセスし、質問を行ってください。電話及び口頭による質問・問い合わせは受け付けません。共同企業体の場合は、代表者が取りまとめて質問を行ってください。

(2) 質問フォーム

https://apply.e-tumo.jp/city-mitoyo-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13595

(3) 質問受付期間

令和8年7月7日(火)午後5時

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、その都度、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問者を特定できない形で、その内容を三豊市ホームページに掲載します。

プロポーザルに参加する者は、この内容を確認の上、企画提案書を提出しなければなりません。企画提案書を提出した者は、回答を確認したものとして審査を行います。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格の審査結果の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本プロポーザルへの参加の意思のある者(以下、「提案者」という。)は、次のアからウまでに掲げる書類を提出してください。

共同企業体の場合は、代表者が提出してください。

ア 企画提案書(表紙)(様式第3号)

(a) 企画提案の内容は、別紙2「事業者選定基準」のうち項番1から18までの内容を順番に、漏れなく記載してください。

A 用紙サイズ:A4 判

B 文字サイズ:10.5 ポイント以上

C ページ数:30 ページ以内(表紙、目次を除く)

(b) 本審査は公開審査とするため、表紙には提案者名(共同企業体の場合は、代表者名)を記載してください。

イ 機能要件確認書(様式第4号)

(a) 本市が窓口業務支援システムに求める要件を示しています。

(b) 提案を行うパッケージの機能と示された要件を比較し、その結果を「対応状況」欄へ記載してください。

【対応区分:必須】

- ・パッケージ実装(標準機能又はオプション機能)により対応可能な場合は「○」
- ・パッケージ未実装であるが、代替案にて対応可能な場合は「△」
- ・対応不可の場合は失格とする。

【対応区分:任意】

- ・パッケージ実装(標準機能又はオプション機能)により対応可能な場合は「○」
- ・パッケージ未実装であるが、代替案にて対応可能な場合は「△」
- ・対応不可の場合は「×」

ウ 見積書及び見積価格内訳書(様式第5号)

- (a)本実施要領及び仕様書等で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用(消費税及び地方消費税を含む。)について、窓口業務支援システムの構築及び導入に係る部分(イニシャル費用)と、導入後の保守運用業務(ランニング費用)について、それぞれ見積書を分けて作成し、提出してください。費用については、「1 業務概要」中「(5) 提案上限額」に記載の金額内としてください。
- (b)見積書の宛名は「三豊市長 山下 昭史」とし、イニシャル費用については件名を「三豊市窓口業務支援システム(窓口 DXSaaS)構築業務」、ランニング費用については「三豊市窓口業務支援システム(窓口 DXSaaS)保守運用業務」と記載してください。
- (c)見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記してください。
- (d)見積書には、会社名を記載し、代表者印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載してください(押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の記載がない場合は無効となります)。
- (e)見積内容について、見積価格内訳書(様式第5号)を作成し、具体的な項目や工数、金額等が分かるようにしてください。
- (f)見積書を提出いただいた後の、金額の訂正は認められません。

(2)提出方法

持参又は書留郵便による郵送

(3)提出部数

- ア 正本1部及び副本14部
- イ 上記データを格納した電子媒体1部

(4)提出期限

令和8年7月 23 日(木)午後5時

(5)提出先

〒767-8585
香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
三豊市役所 市民環境部市民課

7 審査方法

(1)審査委員会の設置

受託候補者の選定基準の決定及び受託候補者の選定を行うため、三豊市窓口業務支援システム(窓口 DXSaaS)構築及び保守運用業務委託プロポーザル審査委員会を設置します。

(2)プレゼンテーション・実機評価の実施

企画提案書に記載の内容について、次のとおり、プレゼンテーション・実機評価を実施します。詳細な日程及び実施方法等については、別途、提案者に通知します。

ア 実施時期

令和8年8月4日(火)時間未定

イ 実施方法

原則対面とします。諸事情により、対面での参加が難しい場合は、別途ご相談ください。

ウ 所要時間

機器の準備片付けに係る時間を除き、1事業者あたり 60 分以内とします。

(時間配分の目安…提案内容の説明(操作デモを含む)45 分、質疑応答15 分)

ただし、今後、提案者の数によって所要時間が変更となる場合があります。その場合は、別途ご連絡します。

エ 説明者

会場に入場できる者は、説明者を含め5名までとします。

オ 操作デモの実施

窓口 DXSaaS での「転入手続」の操作デモを実施してください。

(3)選定基準

別紙2「事業者選定基準」で示す評価の基準に基づき、審査及び評価を行います。

8 受託候補者の選定

(1)別紙2「事業者選定基準」に示す審査の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査及び評価を行い、審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の6割以上であつて、最も総合点の高い提案者を、審査委員会として受託候補者に選定します。

(2)令和8年8月中旬頃を目途に、提案者に審査結果を郵送で通知します。なお、審査経過及び審査結果についての異議申立ては一切認めません。

(3)審査結果の公表

本市のホームページ上にて公表します。

9 契約の締結

本市と受託候補者が協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結します。

この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合があります。

10 留意事項

(1)本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(2)本市が提供する資料は、提案の検討以外での目的で使用することは認められませ

ん。

また参加者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはいけません。

- (3)手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (4)参加者が提出した書類は、返却しません。
- (5)提出された書類は、選考以外の目的には使用しませんが、三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号)に基づく行政文書の公開請求がなされた場合は、原則公開することとなります。提出された提案書等の一部又は全部を著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物として同法第18条第3項第3号前段に規定する意思表示をする場合は、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、公開、非公開等の決定は、三豊市情報公開条例に基づき、客観的に判断するものとします。
- (6)参加者は、提出した書類の全部又は一部を変更することはできません。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等について、本市が認めた場合はこの限りではありません。

11 事務局

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市役所 市民環境部市民課 (担当:佐藤)

電話番号:0875-73-3005

メールアドレス:shimin@city.mitoyo.lg.jp